

経営情報研究
第22巻第2号 (2015年2月), 29 - 48 ページ

研究ノート

「原子力平和利用」と岸信介の核政策思想

佐藤 正志

"Peaceful Uses of Atomic Energy" and Nuclear Policy of Nobusuke Kishi

Masashi Sato

【要旨】 日本人は原爆（核）被害を受けたにも関わらず、「原子力平和利用」を受容し、世界第3位の原発大国を作り上げていった。本稿では、最近の「原子力平和利用」に関する研究を整理しつつ、「平和利用」を推進した政治的リーダーのひとりであった岸信介の日米安保改定交渉や「反核外交」、事前協議に関する密約問題などを取りあげ、彼がいかに原子力技術を理解し、核政策を行ったのかを概観し、その思想的背景を考察する。

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウンがもたらした放射線汚染は、発生から4年ちかくなっても終息が見られず、現在も大量の汚染水があふれ続けている。放射線汚染は決して「コントロール」された状態にあるとはいえ、人体や環境に対する影響を考えると今なお危惧すべき状況にあるといえよう。自然災害である地震と津波の被害に加えて、原発事故は被災者に多くの苦難を強いている。とくに放射能汚染は、原発立地地区のみならず周辺地域の人々の生活や生産、さらに自然をふくめ地域そのものを破壊している。

そうした状況にある現在、われわれは1945年8月の広島・長崎の被爆さらに第五福竜丸のビキニ環礁での被曝から福島原発事故に至るまで、原子力(核)といかに関わってきたのかということ、改めて振り返る必要があるのではないかと。とくに日本人は甚大で深刻な原爆(核)被害を受けたにも関わらず、「原子力平和利用」を受容し、地震列島に50基を超える世界第3位の原発大国を作り上げていった。こうした日本人の核についての意識や感性のあり方、さらにそうした意識を定着させるために、いかなる誘導がなされたのか、あるいは被爆体験ゆえに「平和利用」を積極的に受け入れていく自発性があったことについても目を向けなければならないだろう。

上記の課題を考察するためには、様々な接近方法があろうが、本稿では、最近の研究成果を紹介して、「原子力平和利用」の歴史的推移を追いながら、それを推進した政治的リーダーのひとりである岸信介の核政策について思想的背景にも言及し分析を行う。

1. 研究状況と言説

1.1 「原子力平和利用」に関する研究・言説

「原子力(核)平和利用」は、アイゼンハワー米国大統領の"Atoms for Peace"という1953年12月の国連演説において打ち出され、世界的な規模で原子力発電など非軍事的な活用を推進することを宣言した。その背景にあったのは、ソ連の核実験成功を受けて「もはや核拡散が避けられない核技術を、一方で非核兵器保有国には『平和利用』にのみ限定させ、他方では既存の核兵器保有国の間だけでの保有独占化を図ろうという目的が隠されて」おり、「現在のNPT(核不拡散条約)体制の出発点」となった⁽¹⁾。また、アイゼンハワーが大統領に就任中にアメリカの核兵器は就任前の20倍以上の2万2千発に増加した。大量報復戦略の「ニューロック」政策は核兵器を『最終兵器』から『通常兵器』転換する軍拡路線であり、"Atoms for Peace"の「本当の狙い」は冷戦下で「平和利用の名の下に原子力技術を積極的に提供することで、世界の核アレルギーを和らげ、大量の核配備を進めること」にあった⁽²⁾。

アイゼンハワーが「平和利用」を演説した3か月後の1954年3月に、アメリカは太平洋のビキニ環礁で水爆実験を行ない第五福竜丸が被曝した。マグロをはじめとする海産物の放射能汚染が大きな社会問題となり、日本では世論の反核感情が急速に高まった。これが反米感情に

つながり、さらに日米同盟を離脱し「中立化」しうる可能性を危惧した米国は、日本の核アレルギーの沈静化を図るために、日本向けの「原子力平和利用」を積極的に推進することになるのである。

この「原子力平和利用」について、それを広島、長崎、第五福竜丸という3度の被曝体験を有する日本がいかにか受容していったのか。「フクシマ」後に夥しい数の研究成果が出されている。そこで、ここでは本稿のテーマと関連のある主要な研究成果を紹介する。

まず、日本およびアジアの原発導入や「原水爆禁止の国民運動と原子力の『平和利用への熱狂』が同時並行で出発し長く共存」している問題を「東西冷戦の歴史的文脈の中で検討」した加藤哲郎、井川充雄編『原子力と冷戦 日本とアジアの原発導入』がある。加藤哲郎は、原発導入期における中曽根康弘の「政略と役割」を分析する⁽³⁾。中曽根とともに、アメリカの「平和利用」に積極的に応じ主導的役割を果たしたもうひとりの政治家が読売新聞社主・正力松太郎である。とくに正力は自ら所有する読売新聞や日本テレビなどで「平和利用キャンペーン」に取り組み、「原子力平和利用博覧会」を開催する。同博覧会は、東京・日比谷公園を皮切りに、その後被爆地広島を含む全国各地で地元新聞社などの主催あるいは後援によって開催された。正力は初代原子力委員長、科学技術庁長官として原発導入に力を入れた。総理大臣をめざしていた正力が原発導入に果たした役割とアメリカとの関係の変化については、有馬哲夫が詳細に分析している⁽⁴⁾。また、「原子力平和利用博覧会」の被爆地広島での開催をめぐるのは、田中利幸、ピーター・カズニックが詳細に分析している⁽⁵⁾。

「非核兵器国」で「最大の核施設・核物質保有国となり、IAEAによる核査察では最重要国のひとつとなっている」⁽⁶⁾ 日本を見る諸外国の目は厳しい。当然のごとく、日本独自の核開発という選択は日米同盟を根底から揺るがしかねない問題であり、政府部内で「可能性」が追求されたに過ぎなかったといえよう。ただ、吉岡斉が指摘するように、日本の原子力政策は、国際関係面とくに「軍事利用領域」では、「アメリカの忠実な同盟国としての行動を一貫してとりつづけ」「独自の核武装」を「禁欲」し、「アメリカのグローバルな核政策の円滑な遂行に関して全面協力の姿勢」を維持した。その一環として米国の「日本への核持ち込みを容認」してきてもいる。しかし、「民事利用領域」では、国際核不拡散体制のルールと抵触しないかたちで、「欧米で建設されたあらゆる種類の原子力施設の開発プロジェクトを、『一国的』計画として精力的に」推進し、アメリカ政府の干渉が日本の原子力事業拡大に障害となる場合には「頑強に抵抗」し、そのコントロールを「制限しよう」としてきた。こうした「精力的開発」の結果、日本は「自国の核武装の技術的潜在力を、非常に高い水準にまで高めてきた」のである⁽⁷⁾。

こうした「原子力平和利用」としての原子力発電所と核武装との結びつきについては、藤田祐幸、武藤一羊の研究が詳しい⁽⁸⁾。また、日本の核兵器の保有能力の可能性や保有した場合における国内外の影響などを調査した外務省、内閣調査室の実態を、関係者の証言などで迫った「NHKスペシャル」取材班の出版物がある⁽⁹⁾。

もちろん、日本は自前の核兵器を持たなくとも、すでに日米安保体制のなかで米国の「核の傘」に組み込まれていた。こうした「日米〈核〉同盟」によって、米国の核兵器の沖縄をはじめ本土への持ち込みの「密約」によって、「非核三原則」は当初から形骸化していたことを

太田昌克が解明している⁽¹⁰⁾。

ところで、「原子力平和利用」による米国の発電用原子炉の導入先は日本を主たる対象国としたが、3度の被爆・被曝によって核アレルギー、核兵器に対する拒絶意識に強かった日本人がそれを受容するようになった意識の変化を促すのに、「平和利用」キャンペーンが重要な役割を果たした。

山本昭宏は、占領下の科学者によって語られた「原子力の夢」に関する言説が、54年以降、大手新聞社を担い手として、展覧会、博覧会を始め新聞紙上でキャンペーンがはられた点に注目する。なかでも科学者の言説は「総合雑誌、科学雑誌、女性誌、経済誌などあらゆる紙媒体に掲載されることで社会に循環」し、「原子力『平和利用』への期待感を社会に広めていった」ことを明らかにする。さらに同氏は、広島のアート誌、文芸サークル誌などローカルメディアを取りあげ、被爆者の「被爆の記憶」を解明する。この「被爆の記憶」は、原水爆反対運動の根拠となり、「戦後日本のナショナル・アイデンティティ」となる一方で、この原水爆への拒否感が、進行中の「平和利用」キャンペーンの駆動力となっていったと分析するのである⁽¹¹⁾。

吉見俊哉の研究は、アイゼンハワーのしたたかな「原子力平和利用」の言語が、1950～60年代において、「同時代の日本人によりいかなる言語に変換され」、それが「夢」として受容されていったのか、「社会の大衆意識（ないし無意識）」に迫る。その第一に、「度重なる被爆を経験した『からこそ』「平和利用を推進することで、その軍事的な利用の危険から人類を救済することができる」という「救済」の言説の操作を通して「受容」されたとみる。また、資源のない日本社会に持続的な成長をもたらすという「成長」の言説が「夢」の受容を促し、さらにバラ色の未来の便利な生活という「幸福」のイメージを付与する言説も機能したという⁽¹²⁾。

また、原水爆禁止運動のなかで平和利用論が是認されていった過程を考察する加納実紀代は、主婦層の力で署名活動が全国に拡大したが、彼女達が立ち上がることのできた背景として電化製品による家事の省力化をみる。それは、アメリカ文化へのあこがれ＝家電生活＝女性解放につながるものであり、そこに「平和利用」と原水爆禁止運動が「両立」する回路を見いだしている⁽¹³⁾。加藤哲郎は「原子力平和利用」が国策として確立するために、「原水爆禁止運動を推進した日本社会党・日本共産党の原子力観が大きな役割を果たした」という。日本の社会主義、共産主義運動、平和運動が、原水爆には反対しながらも原子力発電に立ち向かえなかったのは、それらの運動を「科学主義、生産力主義にとらわれた社会主義」が規定していたと、日本の社会主義の限界点や姿勢を「自戒的」に批判する。そして、このような「社会主義」への「違和感のなかから、それを超克して生成」したのが森瀧市郎や高木仁三郎らの「反原発思想・脱原発運動」であったと評価する⁽¹⁴⁾。

ところで、この「原子力平和利用」＝原発の推進体制はどのような構造を有していたのだろうか。吉岡齊は、日本国内の原子力開発利用体制の構造的特質を、電力・通産連合と科学技術庁グループの二つの勢力の連合体が利害調整をはかりつつ事業拡大をはかってきた「二元体制的国策共同体」として捉える。この「国策共同体」は1950年代後半に形成され、2000年まで運営されてきたが、両勢力の合意にもとづく原子力開発利用の方針を、「国策としてオーソライズするうえで、中心的役割を果たしてきた」のが原子力委員会であり、同委員会などが作

成する「ハイレベルの国家計画」を根拠に「科学技術庁や通産省は強力な行政的指導」をおこなってきた。同氏は、「このような仕組みは、国家総動員時代から敗戦後の統制経済時代にかけての名残りであり、先進国では日本だけが、こうした『社会主義的』体制を現在もなお引きずっている」と指摘する⁽¹⁵⁾。

そうした意味で、"Atoms for Peace" 政策を出発点として、日本では 50 年代末には、被爆者をはじめ原水爆禁止運動に取り組む人々、また電化がもたらす快適な生活を「夢」みて「欲望」する多くの国民からも「原子力平和利用」が受容されていった。さらに、「科学・生産力主義」を信奉する社会主義者や研究者にも是認されることで、被爆体験を持つ日本社会のなかで、原発批判の運動や言説は切り捨てられ、官僚による国策型の「原子力開発利用体制」が構築・推進されたのである。

1.2 岸信介の核開発政策に関する先行研究

ところで、本稿が主題とする岸信介内閣時の核政策については田中孝彦による先行研究がある。同氏は米國務省、英外務省、原子力開発庁および日本の外務省の資料分析から、(1) 岸政権の核実験反対や原子力関連政策が、岸の「独立の完成」というナショナリスティックな政策目的のもとで展開した。岸の内実を欠いた「核実験反対政策」は国内ナショナリズムを「動員・吸収」する目的があった。また、小型の戦術核兵器の保有への指向性も、岸のナショナリズムによって構想されていた。また、(2) 岸政権による英国からの Calder Hall 型原子炉の日本による購入は、その民軍両用の性格をも併せて考察すると、米国に対する過剰な依存を避け、プルトニウムの蓄積によって独自の核兵器（戦術核）保有のオプションをオープンにしておくための努力としての意味もあった、と総括する⁽¹⁶⁾。

この田中の研究は、岸の核に対する政策姿勢を貫くものとしてナショナリスティックな思想を見いだしている。こうしたナショナリスティックな岸の発想の背景には、戦前において北一輝の思想から強い影響を受けて形成された「国家社会主義的思想」や米国訪問で思い知らされた日米格差の認識からくる「反米的」思考、そこに巣鴨プリズンでの拘束という屈辱の体験が重なり、彼の中に癒やされずに残滓となっていた、屈折した「反米感覚」をも包含していたと考えられる⁽¹⁷⁾。

2. 岸信介の戦後政治への再登場

2.1 岸の政界復帰

1945 年 9 月、東條内閣の軍需次官を辞任して郷里の山口に帰っていた岸信介は、A 級戦犯容疑者に指名され、逮捕された。横浜拘置所から移送され巣鴨拘置所に収容されたが、起訴を免れ、3 年 3 か月後の 1948 年 12 月に釈放された。その原因は、岸自身が「冷戦の推移は巣鴨でのわれわれの唯一の頼みだった」と述懐するように、冷戦によって占領政策が大きく転換したことが、岸を獄中から救い出すことになったのである⁽¹⁸⁾。1952 年に公職追放が解かれると、日本再建連盟を結成し政治活動を本格的に再開した。

その後、岸は1955年の保守合同と1960年の安保改定に取り組み、戦後政治史に大きな足跡を残す。敗戦後の諸政党の激しい合従連衡のなかで1953年に自由党に入党した岸は、同年4月の総選挙で衆議院議員に初当選した。そこで三木武吉とともに取り組んだのが自由党内の「反吉田茂」勢力と、改進黨、日本自由党の「保守集結」であり、1954年11月に自由党を除名された後、日本民主党を結党、幹事長となり鳩山一郎内閣を実現する。さらに、日本民主党とこれまで対立していた自由党との保守合同に尽力し、左右社会党が合同した1か月後の1955年11月15日に日本民主党と自由党との合同によって自由民主党が成立するに至る。こうして、自民党と社会党によるいわゆる「55年体制」が確立し、その後自民党は1993年の細川護熙内閣成立まで、38年余りほぼ単独政権を維持することになる⁽¹⁹⁾。

2.2 日米安保条約改定

岸は自由民主党幹事長から石橋堪山内閣の外相として入閣し、石橋の病氣入院により首相臨時代理に指名されたのち、2か月余りの短命で終わった石橋内閣を引き継ぎ、1957年2月25日に第1次岸内閣を発足させた。その最優先課題として取り組まれたのが旧安保条約の改定だった。

この旧安保条約は、日本がサンフランシスコ講和条約で政治的に独立したにも関わらず、「非常に不平等」で「アメリカの既得権を盛り込んだ『駐軍協定』」であるという占領期の「残滓」があったが、それを一掃し、「日米間の相互理解、相互協力の対等関係」に立つ条約をめざした⁽²⁰⁾。旧安保の条文には、内乱によって東側の共産陣営ブロックに組み込まれないよう米軍の武力介入・鎮圧が認められており、米軍が基地を置きそれを機能させ、駐留・演習、軍の通過する権限など日本の国土を利用する法的権利を、米軍に独占的に認めていたが、米軍が日本の防衛義務を明確に認めた条文はなかった。また、第3条の規定する行政協定によって、「日本国内における米軍の運用」つまり「各種兵器の持ち込みや日本を拠点とした戦闘作戦行動に関する取り決めは、安保条約にぶら下がる日米行政協定によってルール化され」ており、米国が「自分たちが受諾可能な制約のみ」受け入れることなる「差別性の強い条約」であった。その結果、米軍は日本からの戦闘作戦行動にフリーハンドを有し、「人類史上初の核攻撃を受けた日本」への核兵器の持ち込みも可能となっていた。実際、1991年のソ連崩壊による冷戦終結まで、艦船に搭載された核の持ち込みは、核密約の下で「常態化」していたのである⁽²¹⁾。

3. 岸の核政策の本質

3.1 「核実験禁止は私の悲願」

ところで、岸は政権担当後、5月20日から6月4日までの東南アジア6カ国歴訪後、6月19日に訪米しアイゼンハワー大統領との首脳会談に臨んだ。1957年の自民党総裁としての初めての全国遊説での演説内容をまとめた「民主主義を守り通す－核実験禁止は私の悲願－」⁽²²⁾から岸の発言をみておこう。

まず、彼は東南アジア諸国および米国訪問の成果を強調し、特に東南アジア諸国との経済

協力関係の構築、インドネシア、ベトナムとの賠償問題の解決を目指すこと、日米間の安全保障関係の協力体制の構築を推進するとした。さらに「世界平和と原水爆実験禁止への努力」を行なうとして、次のように述べる。

「原水爆問題に対するわが国民の感情には、他の国民よりも一段と深刻かつ強烈なものがある。わが国民は世界の平和と人類の幸福が原水爆により脅かされるごとき事態を一日も早く解消することを強く要請しているが、これは利害関係や政治的考慮を超えた崇高な人道的な立場からの要請である。われわれは米、英、ソ連など関係国に対し再三にわたり、原水爆実験の中止を申入れるとともに、他方国際連合でも、この努力を重ねてきた。

しかるにソ連は相変らず無警告実験を続け、米英両国も実験停止の決意をするに至っていない。私は今後も世界の世論を糾合しつつ原水爆完全禁止と大国間の軍備の大幅縮小にまで発展するようあくまで努力を続ける決意である。」

このように、「核実験禁止」を「私の悲願」とまで言い切る岸の思いは、当時の国民感情や世論に即していることは間違いない。さらに、同演説で国民が「敗戦という高い代価を払って獲得した」「民主主義と自由、平和」を擁護する必要があり、それを共産主義、全体主義、暴力革命主義の脅威から防がねばならないと警告する。そこに、彼の反共的姿勢が明確に表明されている。また、こうした脅威を防ぐためには、まず国民の強い信念が必要とされ、また「自由主義経済」の発展、社会保障の充実が必要だとし、そのため同党が「福祉国家の建設を最大の政策としている」ことを強調する。岸はのちに国民皆保険、皆年金を実現し「福祉国家」実現において大きな成果を残す。

続けて同演説では「戦時中から戦後にかけての研究の空白」が「原子力平和利用などの近代科学において著しいちおくれをもたらした」。そこで、「原子力平和利用」のために科学技術の「たちおくれを速かに取戻し、新しい産業革命に順応する体制を整える」ことが必要だと訴えている。

3.2 岸の「原子力技術」についての認識

こうして科学技術振興を新政策の重要課題のひとつとしていた岸に対して、科学技術庁顧問の嵯峨根原研副理事長、茅誠司東大学長、兼重原子力委員らから進言があり、1958年1月6日、年頭の視察先に茨城県東海村の日本原子力研究所が選ばれた。東海村では、前年9月に完成したばかりの第1号実験原子炉をはじめ、研究室や建設中の第2号原子炉などを1時間余り視察し、岸は「科学技術振興への自信を深めたようだ」（『読売新聞』1958年1月6日、夕刊）。

同原子力研究所の視察後、岸は原子力技術に関する認識を次のように示している。

原子力技術はそれ自体平和利用も兵器としての使用も共に可能である。どちらに用いるかは政策であり国家意志の問題である。日本は国家、国民の意志として原子力を兵器として利用しないことを決めているので、平和利用一本槍であるが、平和利用にせよその技術が進歩するにつれて、兵器としての可能性は自動的に高

まってくる。日本は核兵器を持たないが、潜在的可能性を強めることによって、軍縮や核実験禁止問題などについて、国際の場における発言力を強めることができる。

もちろん平和利用は日本のエネルギー事情からいって積極的に推進しなければならない。「内閣総理大臣の原子力研究所視察」は、国内的にも国際的にも大きな意味があると考えた⁽²³⁾。

ここには、岸の「核」開発思想の核心が示されている。原子力技術は「平和利用」のみならず、「兵器」としての「使用」つまり「軍事利用」の可能性もあるとの認識から、「平和利用」の過程での技術的發展は、「自動的」つまり必然的に核兵器の開発・保有に連続すると述べる。さらに、こうした核兵器保有の「潜在的可能性」が「国際の場における発言力を強める」ことを明確に認識していた。ここで岸は「発言力」が強まる方向を「軍縮や核実験禁止問題」と述べ、あたりさわりのない対象を挙げているが、当該期の日本政府の最優先課題から考えると、核保有の「潜在的可能性」に言及することによって、安保改定を控えた米国に対する「発言力」の強化、つまり外交交渉力の強化を計算に入れていたと考えてよいであろう。さらに言えば戦後日本の「独立の完成」を志向する強いナショナリスティックな政策意思の存在を伺うことができよう。

3.3 「反核外交」の本質

しかしながら、岸の政治思想や政策・行動は、当時から「兩岸」などとマスコミからも揶揄された「二面的」とどまらない多面的ともいえるような性格を有していた（「きのうきょう 兩岸主義」『朝日新聞』1957年5月27日）。その一例として、彼の核実験反対の姿勢について検討してみよう。岸は米国などが実施・計画していた核実験への反対を明確に主張しており、「反核外交の骨格が出来上がった」（『朝日新聞』1998年6月14日）のも岸内閣時代であったと評価されているからである。

マグロ漁船第五福竜丸が、1954年3月にビキニ環礁で「死の灰」を浴びたのを契機に、核反対の国民世論が巻き起こり、それにおされて日本政府は徐々に抗議の姿勢を強めていったが、政権は腰が引けるか、米国におもねった姿勢をとっていた。例えば、米国などの核実験について国会での吉田内閣時の岡崎外相の答弁は、原爆の国際管理には賛成しながらも、自由主義諸国の防衛力強化として機能する米国の核実験に理解を示す姿勢をとるなど、「米国の核実験を容認する日本政府の立場は、吉田内閣退陣まで変わらなかった」。しかし、第五福竜丸の被災に対する米国の対応や核実験による放射能汚染が問題になり、対米感情が急速に悪化しはじめると、国民の間では「核兵器に対する拒否感情が醸成」されていった。それは、全国各地で自然発生的な草の根の署名活動に拡大するなかで、「反核感情が一過性のものに終わらず、日本社会に浸透・定着する」ための大きな役割を果たした。こうした状況は冷戦の一方の当事者である米政府に大きな不安を与えることになった⁽²⁴⁾。

こうしたなかで、1957年から政府・国会は原水爆実験禁止を訴えはじめた。沢田国連代表は、同年1月16日に国連政治委員会において原水爆実験の国連管理を提案し、参議院は3月15日、原水爆禁止に関する決議を行っている。

また、岸内閣は57年3月、水爆実験を中部太平洋で予定していた英国に対して、実験中止

要請を行っている。

しかしながら、実験停止を求める日本の訴えにもかかわらず、同年5月15日にイギリスは太平洋のクリスマス島で第1回水爆実験を強行し、米ソに次ぐ第3の水爆保有国となった。

また、同年5月にネバダ州での実験を予告している米政府に対して、4月29日には下田駐米臨時代理大使が日本政府の訓令に基づき「日本国民の人道に根拠する核実験禁止の要望に対して重ねて慎重なる考慮を払われることを求める」と、明確な核実験中止申し入れを行っている（『朝日新聞』1998年6月14日）。米国は5月13日に正式に対日回答を行ない、「核エネルギーの使用は平和的目的にのみ制限しすべての核兵器の実験は中止すべきであるとする日本国民の悲願については米政府もこれをよく理解している」が、自由世界の防衛、脅威に対抗するため実験を実施する必要があると、日本の要請を拒否した理由を示している（『朝日新聞』夕刊、1957年5月14日）。さらに、1957年5月24日には岸とインドのネル首相との会談で原水爆禁止を求める共同宣言を行っている。その後、日本政府は同年9月、核実験停止決議案を国連に提案している。

翌1958年、ソ連が核実験を一方向的に停止するが、それに対して米政府はソ連に核実験停止会議の開催を5月24日提案し、31日にソ連が受諾した。しかし、米英はともに、その後も実験をつづけ、両国は8月22日には10月31日から1年間の実験停止を宣言したが、同日までは実験を続行するとしたので、それに反発してソ連は9月30日より大規模な実験を再開した。その後、米英は宣言通り10月30日から核実験をとめたため、ソ連も12月3日で実験を停止するに至る。なお、こうした紆余曲折を経た核実験停止は1961年秋まで続くが、その間、1960年2月13日にはフランスがサハラ砂漠で核実験を行い4番目の核保有国となるなど、核拡散は続いた⁽²⁵⁾。

しかし、こうした核実験に対する停止要請を米英ソなどの核兵器保有国に対して行う「反核外交」は極めて形式的なものであった。まず、日米安保条約によって日本は基本的に核超大国である米国の「核の傘」の下に入っており、そうした日本の立場からの主張は、自国の核兵器製造、所有がないとしても、基本的には核廃絶とは矛盾していた。

1957年6月の訪米による日米会談では、「核実験禁止」の要請が姿を消したと報道されている（『朝日新聞』1957年6月23日）。さらに、訪米直前に、岸が国会で「自衛の範囲内」での核兵器所有の合憲論を主張しはじめたことで、「反核外交」の本質が露呈し始めた。

3.4 岸による「核兵器容認論」の主張

岸は1957年4月25日の参議院の予算委員会における質疑応答のなかで、憲法解釈上も自衛権からしても核兵器の所有は適当でない、と以下の様に述べていた。

○湯山勇君 重ねて今の点についてお尋ねしたいのは、核兵器というのが憲法で許されていない兵器だと、こう御判断になるかどうかであります。アメリカの方に行って、原子兵器の持ち込みを断わると言われますけれども、日本では、憲法でも原子兵器は持てないことになっておる、こういうことが足場になるかならないかということは、これは非常に訴える力の強弱に影響もあると思います。ただ単に国民感情からというこ

とでなくて、そういう点から核兵器というものは、憲法上持てないというように判断しておられるかどうか伺いたいと思うわけです。

〔〇国務大臣(岸信介君) 私、専門的の言葉として正確であるかどうかということは、なお検討する必要がありますと思いますが、いわゆる、私は核兵器と称せられるところのものは、これは、今申しましたように、日本が日本を自衛する、憲法の自衛権の範囲でもってわれわれがこの国を自衛するという立場から、現在の状態においてこれを持つ、あるいはこれを持ち込むということは、これは許せない問題であるという考えに立っております。ただ、いわゆる誘導兵器がことごとくいわゆるこれに当るかどうかというような点におきましては、私は、これは十分一つ検討してみなければ——もちろん、この兵器の科学的発達とともに、私どもが量よりも質に重きを置いて自衛力を増強しなければいかぬ、それではなければほんとうの日本の防衛なり、安全を期するわけにいかないという点から、そういう科学的の進歩を全然無視した兵器でもって防衛されると、装備でもって防衛され(る)ということは、これは私考えられないと思いますけれども、原水爆であるとか、あるいはこれを中心としたような核兵器と今日言われておるところのものは、私はこれは日本の自衛の何に入らないと、こう思っております。〕

〔〇国務大臣(岸信介君) 今現在の、この言われておる核兵器というものは、私は、今日の憲法の解釈において、自衛権の立場からいって、これは憲法上適当でない、こういうふうに思っております。〕(国会議事録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>、()内は筆者)

しかし、岸はこのように自衛権上でも核兵器を所有することを「許せない」としていた発言を、きわめて短期間に変化させる。4月30日の参議院外務委員会をはじめ、各委員会において、核兵器と自衛権、憲法との関わりについて答弁するなかで、自衛権の範囲内で、科学や技術の発展を踏まえ、核兵器を用いても差し支えないと、答弁を変えてきたのである。例えば、5月13日の参議院予算委員会では、次の様に述べている。

〔…今日核兵器と言われておるところの原水爆やその他これに類似したようなものが、これはその性格から申しましても、もっぱら攻撃的なものでありまして、こんなものを日本が持つということは、これは憲法の自衛権というものの解釈からいってもこれは許せないことであろう。しかし核兵器と一言に言われておるけれども、この原子力のいろんな発達というものは非常に著しいものがあるからして、そういう場合において、憲法の議論としては、これはそういうものが、あらゆる、たとえもっぱら防禦的だと考えられるようなものであったとしても、いわゆる核兵器と名がついたら、これは憲法違反だ。——憲法に核兵器を禁止しておるといふ私は明文はないと思うのです。ただ自衛権の内容というもの、自衛というもののワクでもって、われわれが持ち得る一つの実力といいますか、力というものは、限定されなければならないというのが私の憲法の議論でございます。〕

しかして、それではアメリカの原子力部隊を入れるか、あるいは日本の自衛隊というものをこの核兵器でもって武装するかという問題については、私はそういうことは考えない。従来しばしば私が言明しておる通り、それは、もしもアメリカからそういう相談があるならば、私は日本にアメリカの原子力部隊の駐留については拒否する、また核兵器をもって日本の自衛隊を武装するという考えは持っておらない、こういうことを申しておるわけでありまして。そうして原子力平和利用に関するこの基本法との何におきまして、これはも

ちろん日本におけるところの原子力というものの研究なり利用というものは、もっぱら平和を目的とするところのものへ使わなければならぬことは言うを待たないのでありまして、ただ私の申したのは、憲法の解釈として、自衛権という内容のワク内においては、やはり科学的の発達や技術的の発達を取り入れて、有効に、日本が他から侵略される場合においてこれを排撃する力を持たなければならない、こういうことを申したわけでございます。」

(国会議事録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>)

もちろん、現実には核兵器を所有したり、米国の原子力部隊の日本駐留を認めないとするものの、憲法解釈上での自衛権としての核兵器容認論は大きな政治問題となった。社会党をはじめとする野党は国会内外で厳しい批判を展開し始めた。また、岸発言を受けて、『読売新聞』(1957年5月12日夕刊)は、英国では日本が「近代的軍隊建設の決意を固め」たとの見方があると伝え、同国が「核実験強行できる」ことに「大喜び」であるとの見出しで、岸発言の海外での反響を報じた。『朝日新聞』(1957年5月14日)は、「今日の問題」というコラムで、この問題を取りあげ、同様に英国からの報道として、岸首相の言明が「英国の良心的負担をいちじるしく軽減した」と伝え、岸の核兵器と憲法との関係についての解釈の変更は「アメリカ向けの発言だろうとか、長期政権担当気構えの用心深さだろうとか、いろいろと言われている」が「核兵器と憲法との関係についての解釈を変化させてきた理由が分らない」と批判的に報道している。

こうした岸政権の政治動向を注視していた米国務省は、1957年8月に「情報報告・日本の核兵器製造の見通し」と題した秘密文書において、在日米国大使館の報告に基づき、岸政権が核兵器生産を構想し、67年までに自力で核兵器を開発するだろうと分析していた(『読売新聞』朝刊、1985年9月14日)。また、ソ連も日本の核兵器武装を懸念し、「中立」の立場をとるよう覚書きを58年から数度にわたり日本政府に手渡している(『朝日新聞』1959年5月5日)。

岸が主張しはじめた「自衛核武装合憲論」に関して、このような米英ソの反響をみると、有馬哲夫の言うように「安全保障条約の改定に応じ、核武装をしないことを条件に、岸に大幅に妥協したほうがアメリカにとっていい」と思わせる「強力な外交カード」になっていたことが分かる。しかも、「単なるブラフ」ではなかった。後述のように、原子力委員長をつとめた正力松太郎の「イギリスからの原発の輸入の決定」とリンクすることで、日本の核武装は実体のある可能性となっているとの認識を米国に与えていたのである⁽²⁶⁾。

4. 核武装の可能性

4.1 岸の核政策の多面性

岸の「反核外交」の姿勢は、複雑な性格を帯びていた。それは、田中孝彦が指摘するように、核実験反対の姿勢をみせることで、アジア・アフリカ諸国と接点を強めることができ、同時に、核保有国にたいしてその実験実施に拘束がかかれば、非保有国があとで全く追いつけないほどの核兵力の格差も生じないという読みすらあったかもしれない。いわば「独立の完成」を目指

す岸にとっては、日本の「ハードパワーの確保と増強をいかなる手段によってでも実現することが重要だった」のであり、そこからの必然的帰結として「岸が核兵器に食指をのばさないと考える方が不自然」であった⁽²⁷⁾。

さらに続けて、同氏は「戦術核の保有という核オプションも、反核世論を支持して国内の反米ナショナリズムを吸収することも、西側の一員としてではあるが、米国に対する過度の依存から脱却し、自主的な防衛力を獲得し、国内世論を統一するという岸の『独立の完成』という目的を中心に展開した」と評価するのである。確かにこの点は、日米安保の改定が、両国の「対等」な関係性を志向してなされたこととパラレルであったといえよう⁽²⁸⁾。

しかし、岸とCIAとの関係を示すいくつかの報道は、彼がCIAの「エージェント」として巨額の政治資金援助を受け入れることと交換で、「安保改定において秘密裡に核持ち込みに関する合意をしていた」と推測する。これが事実であったならば、安保改定が両国の「対等」な関係性の実現＝「独立の完成」をめざしてなされたという評価は妥当性を欠くことになる⁽²⁹⁾。

4.2 日英原子力協定の締結とコルダールホール型原子炉の導入

前述のように、アイゼンハワー大統領の国連演説 "Atoms for Peace" とその後の米国の世界戦略、特に核アレルギーの強い日本に対するさまざまな原子力の「平和利用」の推進策によって原子力発電所の建設を許された日本は走り出す。こうしたなかで1956年1月に発足した原子力委員会の初代委員長に就任した読売新聞社社主・正力松太郎は、『読売新聞』や日本テレビでの「原子力平和利用」キャンペーンやイベントを主導した。同委員会は、同年1月5日、5年後の実用規原子力発電所建設構想及びアメリカとの動力協定締結の意向を発表し、さらに13日の原子力委員会の発足に際して、原子炉の早期輸入と開発体制の整備を声明し、日本原子力産業会議の設立を提唱するなど原子力導入に積極的な役割を担った。

このように、岸改造内閣は原発推進の旗頭である正力松太郎を科学技術庁長官・原子力委員長に据え、原発建設の促進と原子力産業の育成に着手する。エネルギー源として原発依存を高めていくという国策、米国など核兵器所有国による核拡散の国際的監視システムであるIAEA(国際原子力機関)体制への編入という国際関係を維持しつつ展開して確立した今日の原発体制やそれにとまなう原子力産業の発展も、岸内閣の核開発政策が発原点になっている。

その正力が最初の原子炉導入において選択したのはイギリスであった。アメリカが提供しようとしていた原子炉は、濃縮ウラン利用型の原子炉であり、同国は濃縮ウランの供給量などを厳しい管理のもとにおこなうため、日本側との交渉は難航した。これに対してイギリスの原子炉はコルダールホール型原子炉で、稼働を開始して間もないものであったが、天然ウランを使用し発電用として利用した後に原子炉の中に軍事的転用が可能となるプルトニウムを含む二次産物を生成する⁽³⁰⁾。イギリスとの交渉において日本側が固執したのは、プルトニウムをはじめ照射済み燃料の保留であり、それを通して「核兵器開発に直結しうる道を開き、それをオープンにし続けておくというオプションが意識的にとられていたのではないか」⁽³¹⁾との推測が可能になる。

イギリスからの第1号原子炉の導入とその核兵器開発への可能性を追求した正力は、57年

7月に岸改造内閣の科学技術庁長官兼原子力委員長になる。正力は岸と同じ巣鴨プリズンに収監され、出所後も岸とともに日本再建連盟を結成し、憲法改正と自立自衛をめざして、それを綱領とする自民党に参加しており、両者のめざす政治の方向性は同じであった。しかし、イギリスからの原子炉導入で両者は連携したのではなく「正力の成果を岸が利用」することで「核武装オプションを手に入れ、それを外交カード」に使うことが可能となったのである⁽³²⁾。

このように、日本への第1号原子炉はイギリスから導入されることとなった、1959年7月14日、訪英した岸は、ヒントン電気庁長官、モーランド駐日大使の案内で、ブラッドウェル原子力発電所を見学している（『読売新聞』1959年7月15日）。

4.3 核密約

ところで、安保改定時と沖縄返還時において行われたと考えられる「核密約」についての問題は、岸の核政策を評価する場合に大きくかわるだろう。

核の持ち込みについて最初に政治問題化したのは、1955年3月の鳩山一郎首相の発言からであった。その背景には朝鮮戦争休戦後の米国の通常兵器削減の埋め合わせとして、核兵器による大量報復戦略が唱えられはじめ、50年代後半に米国が同盟国の前進基地に核兵器を配備するようになったからである。小型核兵器の開発も進みつつあった。その延長線上に、57年1月には、米国は原子力支援部隊を世界の6箇所に駐留させる計画を公表し、沖縄が候補地の一つであることが報道された。この沖縄への核部隊駐留は大きな政治問題となるが、実際に沖縄に戦術核あるいは戦域核の地上配備の可能性が出てきた。しかし、岸臨時首相は同年2月14日の衆議院内閣委員会で米核兵器部隊の日本駐留は断るとしながら、「日本の主権の及ぶ範囲において」と留保を付けることで、沖縄への配備についてはあいまいな答弁をしている。もちろん、旧安保条約においては、米軍の一方的な意志と行動で核持ち込みは可能であった。

そこで、前述のごとく岸政権によってなされた安保改定交渉は、旧条約に見られた日本の従属性を少なくし、占領政治体制からの「脱却」をめざして行われた。1960年の新安保条約では、米国の対日防衛義務（第5条）が明文化され、その義務と日本による対米基地提供（第6条）を交換する「双務性」が強まった。第6条に関して、岸とハーター国務長官との間で合意された「岸・ハーター交換文書公文」では、「核弾頭および中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設」（藤山一郎外相とマッカーサー駐日大使との口頭了解）などを事前協議の対象とするという内容であった。

岸内閣はこの事前協議制の導入が新安保の「対等性」の象徴として喧伝したが、1981年に元駐日大使ライシャワーにより核兵器搭載艦船の日本寄港が明らかになったのを契機に、事前協議制がほとんど機能していなかったことが明らかになった。さらに、「岸・ハーター交換文書公文」、「藤山・マッカーサー口頭了解」に並ぶ第三の日米合意が存在したことが明らかになっている。岸とマッカーサー大使との間で作成された「機密討論記録」は、核搭載艦船の通過・寄港を事前協議の対象とせず、容認する「核密約」であった。その存在は歴代保守内閣にも確認され継承された。核被害に対する「国民の反核エネルギーの強さ」が発火、爆発して60年の安保闘争に見られる「民意の憤怒と反発、そして離反が輻輳して、回復しがたい政治的ダメー

ジ」を恐れたため、保守政権や官僚機構を「極度に慎重にさせ、事なかれ主義」を生じ、「密約と核持ち込みの完全否定体質」となった。このことは、「親米保守政権の崩壊と反米革新政権の誕生を心底恐れた」米国にとっても都合が良く、「同国は日本の政官が演じる『非核』の虚構を看過」することに繋がったのである⁽³³⁾。

なお、岸の実弟・佐藤栄作首相が沖縄返還に関して政府の密使となった若泉敬との会談中、「外務省の当局者が来て、今度は一切の特別の取り決めは絶対にしない、というので、核はどうするんだと言ってやったが、どうも、岸内閣のとき、そういうものが若干あったらしいんだな。よく知らんけど」と、岸内閣の安保改定時の密約の存在に触れた発言を行っている。また、沖縄返還に関しても核密約があったことが明らかになっており、日米対等をうたった安保改定作業ではあったが、佐々木芳隆の述べるように、「岸、佐藤兄弟は少なくとも安保外交の面で、米国の前方展開戦略の歯車として機能させられたのは確実に、それをどれほど超えられたのだろうか」という疑問が生じる⁽³⁴⁾。

まとめ

最近公開された外務省機密文書「外交政策大綱」(1969年)では、「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともに、これに対する掣肘は受けないように配慮する」と書かれている⁽³⁵⁾。

政策として核兵器は保有しないが、「核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル」は常に保持するという核政策は、外務省のみならず、通産省、科学技術庁、防衛庁の官僚や政府自民党らの幹部らに共有され、現在までも継承された「官僚主導の国家意思」として捉えることができる。1957年当時の岸内閣の発想と政策は現在まで脈々と引き継がれているのである。しかし、形骸化された事前協議制度、核密約、さらにCIAの日本政治への関与などさまざまな歴史的事実が掘り起こされる中で、国会や国民への説明とは違う日米間の核(軍事)同盟関係が存在し、「原子力平和利用」の原発もそれと分ちがたく結びついていたことも明確になりつつある。

戦後日本の政治体制は憲法9条体制と日米安保体制という矛盾したシステムの上に構築されているが、岸信介らがめざした自主憲法制定＝「独立」の路線を突き詰めれば、それは改憲だけで終わらず、本来的、究極的にはその2つのシステムのあり方を根底的に変えるところに帰結する。しかし、「核抑止論」に呪縛されて、米国の「核の傘」に依存する「日米同盟」、核大国の核独占の枠組みを維持するNPT体制からの脱却は、現在の密接で相互補完的な日米関係の安全保障、政治・経済関係からして到底不可能であろう。岸においても戦前からの、さらに巢鴨での屈辱から生じた「反米」の疼きは存在したとしても、「独立」の実現は、現実認識・感覚の確かな彼においては、「核実験禁止」を主張したのと同じレベルの「悲願」にしか過ぎなかったのではなかろうか。

しかしながら経済官僚出身の岸は、原子力という新技術に対して、産業振興に活かす大きな可能性を見いだしていた。さらに、上述のように、岸が推進した原発をはじめとする核開発政策は、核武装の「潜在的可能性」を保持するという極めてナショナリスティックな「牙」を

秘匿するものであるが、それは、学生時代に北一輝の「国家社会主義」をベースに形成された彼独自の「国家社会主義的思想」⁽³⁵⁾と共振するものでもあり「独立」への渴望をいやす代償になっていたといえよう。

〔注〕

- (1) 田中利幸、ピーター・カズニック『原発とヒロシマ「原子力平和利用」の真相』岩波書店、2011年、6頁。
- (2) 中日新聞社会部編『日米同盟と原発 隠された核の戦後史』中日新聞社、2013年、64-65頁。
- (3) 加藤哲郎、井川充雄編『原子力と冷戦—日本とアジアの原発導入』花伝社、2013年。同書では加藤「日本における『原子力の平和利用』の出発—原発導入期における中曽根康弘の政略と役割—」、井川「戦後日本の原子力に関する世論調査」および土屋由香「アイゼンハワー政権期におけるアメリカ民間企業の原子力発電事業への参入」、布川弘「広島における『平和』理念の形成と『平和利用』の是認」、高橋博子「封印されたビキニ水爆被災」をはじめ、市川浩がソ連、中国など「東側」諸国、小林聡明が南北朝鮮、伊藤裕子がフィリピンにおける原発導入、ブリッジ・タンカがインドの核政策について考察している。なお、井川「原子力平和利用博覧会と新聞社」津金沢聡広編『戦後日本のメディア・イベント：1945-1960年』世界思想社、2002年、は重要。
- (4) 有馬哲夫「正力の原子力平和利用導入キャンペーンとアメリカの心理戦」『メディア史研究』22巻、ゆまに書房。同『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史』新潮社、2008年。同上『原発と原爆「日・米・英」核武装の暗闘』文春新書、2012年。
- (5) 前掲、田中利幸、ピーター・カズニック、2011年。
- (6) 鈴木真奈美『核大国化する日本 平和利用と核武装論』平凡社、2006年、同上『日本はなぜ原発を輸出するのか』平凡社、2014年。
- (7) 吉岡斉『新版 原子力の社会史 その日本的展開』朝日新聞出版、2011年、18-19頁。
- (8) 藤田祐幸『藤田祐幸が検証する 原発と原爆の間』本の泉社、2011年、武藤一羊『潜在的核保有と戦後国家 フクシマ地点からの総括』社会評論社、2011年、核開発に反対する会編『増補新版 隠して核武装する日本』影書房、2013年などが詳しい。
- (9) 「NHKスペシャル」取材班『“核”を求めた日本 被爆国の知られざる真実』光文社、2012年。
- (10) 太田昌克『日米〈核〉同盟 原爆、核の傘、フクシマ』岩波書店、2014年。
- (11) 山本昭宏『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960 「被爆の記憶」と「原子力の夢」』人文書院、2012年、297-310頁。
- (12) 吉見俊哉『夢の原子力 Atoms for Dream』筑摩書房、2012年、286-291頁。
- (13) 加納実紀代、武藤一羊「50年代原水爆禁止運動のなかの平和利用論」『季刊ピープルズ・プラン』57、2012年。
- (14) 加藤哲郎『日本の社会主義 原爆反対・原発推進の論理』岩波書店、2013年、「はじめに」参照。
- (15) 前掲、吉岡斉、2011年、19-27頁。
- (16) 田中孝彦「日本外交と核兵器 - 岸信介政権における核実験反対政策および原子力開発政策」(文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、2004年)国会図書館関西館所蔵。
- (17) 岸の反米意識の変化については、野村高将「岸信介の政治思想に関する一考察 「反米」からの変貌の軌跡」国士館大学政経学会編『国士館大学大学院政経論集』(7)2004年、を参照。
- (18) 原彬久編『岸信介証言録』毎日新聞社、2003年、50頁。
- (19) 前掲・原彬久編、2003年、20-21頁。
- (20) 同上、22頁、136頁。
- (21) 前掲・太田昌克、44-46頁。

- (22) 『再建』11-7、1957年11月、16-19頁。
- (23) 岸信介『岸信介回顧録』廣濟堂、1983年、395-396頁。
- (24) 黒崎輝「第五福竜丸事件と日米関係—核兵器をめぐる摩擦と協調の源流」『年報日本現代史』第19号、現代史料出版。
- (25) 原子力開発三十年史編集委員会編『原子力開発三十年史』日本原子力文化振興財団、1986年、636-637頁。
- (26) 前掲・有馬哲夫、2012年、97-99頁。
- (27) (28) 前掲・田中孝彦、2004年。
- (29) 「岸信介はアメリカのエージェントだった!」『週刊文春』2007年10月4日号、同様に、ティム・ワイナー著、藤田博司・山田侑平・佐藤信行訳『CIA 秘録(上)』文藝春秋社、2008年、も岸をCIAの「エージェント」とみなす。
- (30) 正力松太郎による英国からの原発導入過程については、前掲・有馬哲夫、2012年、が詳しい。
- (31) 前掲・田中孝彦、2004年。
- (32) 前掲・有馬哲夫、2012年、99-101頁。
- (33) 前掲・太田昌克、2014年、106-107頁。
- (34) 佐々木芳隆「核戦略のなかの日本」坂本義和編『核と人間 核と対決する20世紀』岩波書店、1999年、245-249頁。
- (35) 原彬久『岸信介』岩波書店、1995年、22-33頁。

〔参考文献〕

- 荒川恵子「被爆国の逆説 1957年から1963年日本の反核運動の盛衰」『一橋法学』7(2)、2008年
- 内橋克人『日本の原発、どこで間違えたのか』朝日新聞出版、2011年
- 川村湊『原発と原爆 「核」の戦後精神史』河出書房新社、2011年
- 後藤康夫・森岡孝二・八木紀一郎『いま福島で考える 震災・原発問題と社会科学の責任』桜井書店、2012年
- 佐々木 洋「日本人はなぜ、地震常襲列島の海辺に「原発銀座」を設営したか?: 3・11原発 震災に至る原子力開発の内外略史試作年表」『札幌学院大学経済論集』(4)、2012年
- 山岡淳一郎『原発と権力』ちくま新書、筑摩書房、2011年
- 桂 秀実『反原発の思想史—冷戦からフクシマへ』筑摩書房、2011年
- 高橋政則『昭和の巨魁 岸信介と日米関係通史』三笠書房、2000年
- 田口ランディ『ヒロシマ、ナガサキ、フクシマ: 原子力を受け入れた日本』ちくまプリマー新書、筑摩書房、2011年
- 等雄一郎「非核三原則の今日的論点—『核の傘』・核不拡散条約・核武装論」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』57(8) 通号679号、2007年
- 山崎正勝『日本の核開発: 1939~1955 原爆から原子力へ』績文堂、2011年
- 和田長久『原子力と核の同時代史』セツ森書館、2014年

なお、本稿は2013、14年度の摂南大学「Smart and Human 研究助成」による共同研究「社会変動とエートスの関わりについての研究—3.11後の日本社会—」の研究成果の一部である。

表 1：岸政権期を中心とする核・原子力関連年表

年	月・日	国内	月・日	海外
1947	2.2	極東委員会、日本における原子力分野の研究禁止を決議		
1949	1.20	日本学術会議発足	9.25 12.	ソ連、原爆保有を公表 湯川秀樹、ノーベル賞受賞
1951	5.1 8.1 10	日本発送電株式会社、9配電会社解散。 9電力体制発足 日本学術会議、「原子爆弾災害報告書」 刊行 伏見康治大阪大教授、講和条約に原子 力研究禁止が含まれないよう要請	1.27 12.29	米、ネバダ実験場で戦術核兵器の実験、 以後 124 回の大気圏核実験を実施 米 AEC、世界初の原子力発電 (100kw) の実験成功
1952	4.28 9.16 10.24	サンフランシスコ対日講和条約・日米 安保条約発効 電源開発株式会社設立 学術会議、「茅誠司・伏見康治提案」(総 理府に原子力委員会を設置し、国家事 業としての原子力研究を推進)、支持少 なく撤回	10.3 11.1	英、オーストラリア、モンテペロ島で 初の原爆 (プルトニウム型) 実験、3 番目の核保有国 米、エニウエトク環礁で初の水爆予備 実験成功
1953	1.	学術会議、原子力問題検討委員会設置	4.30 8.12 12.8	英、コルダーホール原発計画発表 ソ連、最初の水爆実験実施 第 8 回国連総会、アイゼンハワー米大 統領、“Atoms for Peace” 演説
1954	3.1 3.4 3.16 4.23 5.11 8.8 12.25	米のビキニ水爆実験で焼津市の第五福 竜丸被曝、9月に無線長久保山愛吉死亡、 国内に反核運動が広がる 中曽根康弘議員をはじめ、自由党、改 進黨、日本自由党の保守 3 党共同提出 の原子力予算可決、4 月成立 読売新聞、ビキニ被曝のスクープ 学術会議、「自主、民主、公開」の平和 利用三原則の「原子力に関する平和声 明」を決議 鳩山内閣、「原子力利用準備調査会」(後 の原子力委員会) 設置 原水爆禁止署名運動開始 正力松太郎、松前重義らの原子力平和 利用海外調査団出発	1.21 3.1 3.29 12.4.	米原子力潜水艦ノーチラス号進水 米、マーシャル諸島ビキニ環礁で水爆 実験開始 ネール印度首相、水爆実験中止を提唱 国連総会、原子力平和利用決議案採 択、国際会議開催と国際原子力機関 (IAEA) の設立を決定
1955	1.11 1.~5. 2.	駐日米国大使館、濃縮ウランの供与な ど対日原子力援助に関する口上書送付、 政府公表せず 読売新聞、日本テレビ「原子力の平和 利用」キャンペーン 正力松太郎、「原子力による産業革命」 を公約し、衆院選挙富山第 2 区で当選	7.9	ラッセル・アインシュタイン宣言 (原 子力戦争禁止の国際会議を提唱)

年	月・日	国内	月・日	海外
1955	4.29	経団連「原子力平和利用懇談会」を設置、財界が原子力に乗り出す	8.8	第1回原子力平和利用国際会議(ジュネーブ会議)開催、原子力先進国が売り込み
	5.9	読売新聞、日本テレビ、米の原子力平和利用使節団を招き「原子力平和利用大講演会」		
	7.7	経済企画庁に「原子力利用準備調査会」の事務局として原子力室を設置		
	8.6	広島で第1回原水爆禁止世界大会開催		
	10.11	三菱原子動力委員会発足、翌年6月までに5原子力グループ形成		
	11.1	読売新聞社とアメリカ文化交流局(USIS)共催の「原子力平和利用博覧会」開催。名古屋、大阪など1年半かけ11カ所で開催		
	11.14	日米原子力研究協定(米より濃縮ウラン貸借)調印、12.27発効		
	11.22	鳩山一郎内閣の原子力担当国務大臣に正力松太郎		
	11.30	財団法人「原子力研究所」設立		
	12.19	「原子力基本法」「原子力委員会設置法」、原子力局の新設を含む「総理府設置法の一部改正」の“原子力三法”が公布される		
	1956	1.1		
1.5		正力、5年後の原発建設構想		
2.9~10		両院、原水爆実験禁止決議		
3.1		経団連、電事連が中心に原子力産業会議設立。250社参加		
4.6		原子力委員会、茨城県東海村を原研敷地と選定		
5.19		科学技術庁発足(正力松太郎長官)		
6.15		日本原子力研究所(原研)発足		
8.1		原子燃料公社発足		
8.9		長崎で第2回原水禁世界大会(~8.11)		
8.10		日本被爆者団体協議会結成		
8.20		原研1号炉JRR-1着工		
10.15		第1次原子力訪英調査団(石川一郎原子力委員・団長)出発		
10.19		正力委員長、英米原発炉輸入に向けて動力炉協定の締結を言明		
11.19		原子力委員会、訪英調査団の報告を受けコルダーホール型原発輸入を決定		
11.	日米ウラン貸与協定調印			
12.18	日本、国連加盟			
1957	2.22	電力9社、原子力発電計画		
	2.25	岸内閣成立		

「原子力平和利用」と岸信介の核政策思想

年	月・日	国内	月・日	海外
1957	3.7	原子力委員会、発電炉早期導入の方針決定、英国炉導入を検討		
	3.9	政府、ソ連に核実験中止申し入れ		
	3.15	参院、原水爆実験禁止決議		
	3.29	湯川秀樹、原子力委員辞任		
	4.16	原子炉等規制法、閣議決定	4.16	岸首相訪米、日米安保委員会設置
	4.25	政府、「攻撃的核兵器の保有は違憲」統一見解		
	5.7	岸、「自衛のための核保有は合憲」であるが政策として核武装はしないと発言	5.15	英、クリスマス島で第1回水爆実験成功
	6.10	原子炉等規制法、放射線障害防止法	5.20	岸首相、東南アジア6カ国歴訪（～6.4）
	6.14	第1次防衛力整備計画	5.24	岸首相、ネール印度首相と「原水爆禁止」の共同宣言
			6.19	岸首相、アイゼンハワー大統領と会談、21日共同声明
			7.29	国際原子力機関（IAEA）発足。
	7.1	第1次岸改造内閣		
	7.	正力原子力委員長、英大型動力炉と米小型動力炉の導入方針表明		
	8.27	東海村第1号原子炉JRR-1、臨界、わが国初の原子の火ともる		
	9.23	政府、国連に核実験停止決議案	10.4	ソ連、人工衛星スプートニク1号打ち上げ
	11.1	英からの原発受け入れの日本原子力発電株式会社設立（政府2割、9電力8割出資）、社長安川第五郎	11.	岸首相、東南アジア9カ国訪問
1958	1.6	岸首相、東海村の原子力研究所を訪問	1.20	インドネシアと平和条約、賠償協定調印
	6.12	第2次岸内閣成立		
	6.16	日米、日英、原子力協定調印（発効は12月）	10.4	安保条約改定交渉開始
1959	3.12	岸首相、参院予算委員会で防衛用小型核兵器は合憲と答弁		
	6.5	コルダーホール改良型原子炉導入を閣議決定	7.11	岸首相、欧州・中南米11カ国歴訪（～8.11）
	8.12	原研、日本初のプルトニウムの分離に成功		
	12.14	原研、東海炉設置許可		
1960	5.19	安保条約、衆議院で強行採決（20日未明）	1.16	岸首相訪米、米大統領と会談、19日新安保条約に調印
			2.13	仏、アルジェリアのサハラ砂漠で初の核実験成功（プルトニウム型）
	7.15	岸内閣総辞職		
1964	12.	佐藤栄作首相、ライシャワー駐日米大使に「日本の核保有は常識」と発言		
1967	12.	佐藤首相、衆院予算委員会で「非核三原則」を表明		
1968	7.1	核不拡散条約（NPT）が米英ソの首都で調印（7.3発効）		
1970	2.3	日本、NPTに調印（6.3発効）		

- (参考文献) 原子力開発三十年史編集委員会編『原子力開発三十年史』日本原子力文化振興財団、1986年、日本原子力産業会議編『原子力年表(1934～1985)』丸ノ内出版、1986年、佐々木洋「日本人はなぜ、地震常襲列島の海辺に「原発銀座」を設営したか? : 3・11 原発 震災に至る原子力開発の内外略史試作年表」『札幌学院大学経済論集』(4)、2012年、和田長久『原子力と核の同時代史』七ツ森書館、2014年、秋元健治『原子力推進の現代史』現代書館、2014年、原子力総合年表編集委員会『原子力総合年表』すいれん社、2014年、「原子力年鑑」編集委員会編『原子力年鑑2015』日刊工業新聞社、2014年